

[TOP page](#)
[資料室](#)
[イベント情報](#)
[講師を探す](#)
[Worker's 広場](#)
[関連リンク](#)

資料室


[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [労働安全衛生](#) | [安全衛生法](#) | [「安全衛生管理組織」の基準](#) 1

[労働組合](#)
[労働者福祉・共済](#)
[一般教養](#)
[組織活動](#)
[組織運営と法律](#)
[労働安全衛生](#)
[経営対策活動](#)
[教育・宣伝活動](#)
[労働時間をめぐる諸問題](#)
[教育活動](#)
[選挙活動](#)
[組合組織（公務員）](#)
[教育カリキュラム](#)
[▶ キーワード検索はこちら](#)

安全衛生法 「安全衛生管理組織」の基準 1

一般的な「安全衛生管理体制」の全体像を「『安全衛生管理体制』について」で紹介しました。ここではその管理組織を指揮運営する指揮・命令系統の人材の配置基準を法令に基づき解説します。

総括安全衛生管理者（法第10条、令第1条、則2～3条、3条の2）

一定の事業場には、義務付けられている安全管理者や衛生管理者を指揮し、法令に基づく事項を管理し、事業場全体の安全衛生管理を統括します。

<法令に基づく業務>

- ① 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- ② 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- ③ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- ④ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- ⑤ ①から④のほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で定めるもの。

<総括安全衛生管理者に就任する「資格要件」>

その事業場において、その事業の実施を統括管理する者（「学歴、資格、経験」等必要なし）。

<総括安全衛生管理者の選任など>

総括安全衛生管理者の選任が必要な事業場

事業場の業種	選任が必要な事業場の規模 (常時使用する労働者の数)
林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業	100人以上
製造業（物の加工を含む）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具、じゅう器等小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業、機械修理業	300人以上
その他の事業	1000人以上

- 選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任する。
- 遅滞なく所轄労働基準監督署長に選任報告書を提出する。

<罰 則>

総括安全衛生管理者を選任すべきなのに選任しなかったり、総括安全衛生管理者としての業務を完全にしなかった場合。→50万円以下の罰金。

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

